



金 沢 市 公 報

号外第28号の2

平成28年(2016年)9月23日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

| | | |
|--|-----|--|
| ◎ 目 次 | ページ | ○金沢市における市民参画によるまちづくりの 推進に関する条例施行規則及び金沢市にお ける土地利用の適正化に関する条例施行規則の 一部を改正する規則 (都市計画課) 6 |
| ●規 則 | | ●訓令甲 |
| ○金澤町家情報館条例の施行期日を定める規則 (歴史都市推進課) 1 | 1 | ○職員の勤務時間に関する規程の一部改正につ いて (人 事 課) 7 |
| ○金澤町家情報館条例施行規則 (") 1 | 1 | |
| ○金沢市児童相談所長事務委任規則の一部を改 正する規則 (こども総合相談センター) 5 | 5 | |
| ○金沢市財務規則等の一部を改正する規則 (財 政 課) 5 | 5 | |

規 則

金澤町家情報館条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成28年9月23日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第58号

金澤町家情報館条例の施行期日を定める規則

金澤町家情報館条例(平成28年条例第6号)の施行期日は、平成28年11月6日とする。

金澤町家情報館条例施行規則をここに公布する。

平成28年9月23日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第59号

金澤町家情報館条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、金澤町家情報館条例(平成28年条例第6号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(活動の内容)

第2条 条例第7条及び第12条第1項第2号に規定する金澤町家情報館(次条及び第8条第5号において「情報館」という。)の設置の目的に適合する活動として規則で定めるものは、次に掲げる活動とする。

- (1) 金澤町家の維持及び修復に関する活動
- (2) 金澤町家の居住性及び利便性の向上に関する活動
- (3) 金澤町家の活用の促進に関する活動
- (4) 金澤町家の保全及び活用に係る市民等(金澤町家の保全及び活用の推進に関する条例(平成25年条例第1号)第4条第2項の市民等をいう。)の意識の醸成及び人材の育成に関する活動
- (5) 金澤町家をまちづくりに生かす活動
- (6) 前各号に掲げる活動のほか、市長が適当であると認める活動

(使用の申請)

第3条 条例第9条第1項の規定により、情報館の会議室1、会議室2、会議室3又は会議室4(以下「会議室」という。)の使用の承認を受けようとする者(第5条において「申請者」という。)は、金澤町家情報館使用申請書(様式第1号。次条において「使用申請書」という。)により、市長に申請しなければならない。

(使用申請書の受付期間)

第4条 使用申請書の受付期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 条例第7条各号に掲げるもの 会議室を使用する日（以下この号及び次号において「使用日」という。）の3か月前の日の属する月の初日から使用日の前日まで
- (2) 前号に掲げるもの以外のもの 使用日の2か月前の日の属する月の初日から使用日の前日まで

(使用承認書の交付)

第5条 市長は、会議室の使用を承認したときは、金澤町家情報館使用承認書（様式第2号）を申請者に交付する。

(使用料の減免)

第6条 条例第13条の規定に基づき使用料の減免を受けようとする者は、金澤町家情報館使用料減免申請書（様式第3号）により、市長に申請しなければならない。

(原状回復)

第7条 会議室の使用の承認を受けた者（次条において「使用者」という。）は、その使用を終えたときは、直ちに会議室の設備等を原状に復さなければならない。

(使用者の遵守事項)

第8条 使用者は、条例に定めるもののほか、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 許可を受けないで寄附金の募集又は物品の販売、宣伝その他営利行為をしないこと。
- (2) 許可を受けないで印刷物等を掲示しないこと。
- (3) 所定の場所以外の場所で火気を使用しないこと。
- (4) 許可を受けないで所定の設備等以外の設備等を使用しないこと。
- (5) その他情報館の職員の指示に従うこと。

(入館の制限)

第9条 館長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入館を拒否し、又は退館を命ずることができる。

- (1) 風紀を乱し、又は乱すおそれがあると認められる者
- (2) 他人に危害を及ぼす物品又は他人の迷惑となる物品を携帯する者
- (3) 動物（盲導犬、聴導犬、介助犬等を除く。）の類を携帯する者
- (4) その他管理上支障があると認められる者

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、条例の施行の日（平成28年11月6日）から施行する。

様式第1号 (第3条関係)

金澤町家情報館使用申請書

年 月 日

(宛先) 金沢市長

申請者 所在地
 団体名
 代表者氏名

金澤町家情報館を使用したいので、次のとおり申請します。

| | | | |
|-------|---|--|--|
| 行事の名称 | | | |
| 行事の内容 | | | |
| 使用の日時 | 年 月 日 (曜日) 午後 時 分から午後 時 分まで | | |
| 使用人員 | 人 | | |
| 会場責任者 | 氏名 | | |
| | 連絡先 | | |
| 使用施設 | <input type="checkbox"/> 会議室1 <input type="checkbox"/> 会議室2 <input type="checkbox"/> 会議室3 <input type="checkbox"/> 会議室4 | | |
| 備考 | | | |

備考 該当する□の中にレ印を付けてください。

様式第2号(第5条関係)

収 第 号
年 月 日

金澤町家情報館使用承認書

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

様

金沢市長

印

年 月 日付で申請のあった金澤町家情報館の使用について、次のとおり承認します。

| | | | |
|-------|---|--|--|
| 行事の名称 | | | |
| 行事の内容 | | | |
| 使用の日時 | 年 月 日 (曜日) 午後 時 分から午後 時 分まで | | |
| 使用人員 | 人 | | |
| 会場責任者 | 氏 名 | | |
| | 連絡先 | | |
| 使用施設 | <input type="checkbox"/> 会議室1 <input type="checkbox"/> 会議室2 <input type="checkbox"/> 会議室3 <input type="checkbox"/> 会議室4 | | |
| 条 件 | | | |

様式第3号 (第6条関係)

金澤町家情報館使用料減免申請書

年 月 日

(宛先) 金沢市長

申請者 所在地
団体名
代表者氏名

印

金澤町家情報館の使用料の減免を受けたいので、次のとおり申請します。

| | |
|-------|---|
| 行事の名称 | |
| 行事の内容 | |
| 使用の日時 | 年 月 日 (曜日) 午後 時 分から午後 時 分まで |
| 使用施設 | <input type="checkbox"/> 会議室1 <input type="checkbox"/> 会議室2 <input type="checkbox"/> 会議室3 <input type="checkbox"/> 会議室4 |
| 使用料の額 | 円 |
| 減免申請額 | 円 |
| 申請の理由 | |

備考 該当する□の中にレ印を付けてください。

金沢市児童相談所長事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年9月23日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第60号

金沢市児童相談所長事務委任規則の一部を改正する規則

金沢市児童相談所長事務委任規則(平成18年規則第13号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号セ中「第13条」を「第13条第1項」に改め、同号に次のように加える。

ソ 法第13条第2項の規定による保護者に対する助言に関すること。

附 則

この規則は、平成28年10月1日から施行する。

金沢市財務規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年9月23日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第61号

金沢市財務規則等の一部を改正する規則

(金沢市財務規則の一部改正)

第1条 金沢市財務規則(昭和39年規則第3号)の一部を次のように改正する。

第57条第1項第2号中「金沢湯涌江戸村」の次に「金澤町家情報館」を加える。

別表第1甲表中

| | | | | |
|---------|----------|-------------------------------|------|--------|
| 文化財保護課 | 文化財保護課長 | 市民講座等の受講及び冊子の頒布に係る実費の収入に関する事務 | 所属職員 | を に |
| 文化財保護課 | 文化財保護課長 | 市民講座等の受講及び冊子の頒布に係る実費の収入に関する事務 | 所属職員 | |
| 歴史都市推進課 | 歴史都市推進課長 | 金澤町家情報館の使用料の収入に関する事務 | 所属職員 | |

改める。

(金沢市事務決裁規則の一部改正)

第2条 金沢市事務決裁規則(昭和60年規則第31号)の一部を次のように改正する。

別表第2第3項の表に次のように加える。

| | | | | | | | |
|---------|---|---------------|--|--|--|---|--|
| 歴史都市推進課 | 1 | 金澤町家情報館の使用承認等 | | | | ○ | |
|---------|---|---------------|--|--|--|---|--|

(金沢市補助組織及び分掌事務規則の一部改正)

第3条 金沢市補助組織及び分掌事務規則(平成23年規則第9号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項の表中

| | | | |
|---------|---|-----------------|--------|
| 町家保全活用室 | 1 | 町家の保全及び活用に関する事項 | を に |
| 町家保全活用室 | 1 | 町家の保全及び活用に関する事項 | |
| | 2 | 金澤町家情報館に関する事項 | |

改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第3条の規定は、金澤町家情報館条例(平成28年条例第6号)の施行の日(平成28年11月6日)から施行する。

金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例施行規則及び金沢市における土地利用の適正化に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年9月23日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第62号

金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例施行規則及び金沢市における土地利用の適正化に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例施行規則(平成12年規則第95号)の一部を次のように改正する。

第7条に次のただし書を加える。

ただし、当該変更しようとするまちづくり協定に係るまちづくり計画の変更が次の各号のいずれかに掲げる変更であるときは、当該変更後のまちづくり計画に当該住民等の3分の2以上の者が合意した旨の書面の添付は、要しない。

- (1) 法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理
- (2) 施設若しくは地域の名称の変更又は地番の変更に伴う変更
- (3) 法令に基づく基準等の変更に伴う変更
- (4) 前3号に掲げるもののほか、まちづくり計画の内容の実質的な変更を伴わない変更であると市長が認めるもの

(金沢市における土地利用の適正化に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 金沢市における土地利用の適正化に関する条例施行規則(平成12年規則第97号)の一部を次のように改正す

る。

第5条に次のただし書を加える。

ただし、当該変更しようとする土地利用協定に係る土地利用基準の変更が次の各号のいずれかに掲げる変更であるときは、当該変更後の土地利用基準に当該住民等の3分の2以上の者が合意した旨の書面の添付は、要しない。

- (1) 法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理
- (2) 施設若しくは地域の名称の変更又は地番の変更に伴う変更
- (3) 法令に基づく基準等の変更に伴う変更
- (4) 前3号に掲げるもののほか、土地利用基準の内容の実質的な変更を伴わない変更であると市長が認めるもの

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令 甲

●金沢市訓令甲第8号

庁 中 一 般

職員の勤務時間に関する規程（昭和34年訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。

平成28年9月23日

金沢市長 山 野 之 義

別表埋蔵文化財センターに勤務する職員の項の次に次のように加える。

| | | | | |
|-----------------|----|--|----------------------------------|---|
| 金澤町家情報館で業務を行う職員 | 日勤 | 1週間当たり38時間45分勤務とし、その割振り及び時限は、歴史都市推進課長が定める。 | 4週間を通じ4日以上とし、その期日は、歴史都市推進課長が定める。 | 勤務時間6時間を超え7時間45分未満のときは45分、7時間45分以上のときは1時間とし、その時限は、歴史都市推進課長が定める。 |
|-----------------|----|--|----------------------------------|---|

附 則

この訓令は、金澤町家情報館条例（平成28年条例第6号）の施行の日（平成28年11月6日）から施行する。

平成28年(2016年)9月23日 印刷
平成28年(2016年)9月23日 発行
定価 120円

発行人
発行所
印刷所 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市
金 沢 市 役 所
(株) 共 栄